

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書 についての環境の保全の見地からの知事の意見

令和8年2月25日 大阪府

1. 全般的事項

- (1) 本事業は、これまで一般廃棄物処理施設が設置されていた場所を事業計画地として、一般廃棄物及び産業廃棄物の両方を処理する施設を設置し、その処理能力も既存施設に比べて増大する計画であるといった特性がある。そのため、事業の実施による環境影響を最大限低減できるよう、施設の規模（処理能力及び排気筒の高さ）や焼却方式に関する複数の案を環境の保全の見地から比較するとともに、事業計画及び環境保全措置を十分に検討した上で、調査・予測・評価を行い、その内容を準備書に記載すること。また、事業計画等の検討及び調査・予測・評価の実施にあたっては、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長からの環境の保全の見地からの意見についても勘案すること。
- (2) 発電電力の運用について、熱エネルギー回収・電力供給に関する計画の熟度を高め、その発電計画の詳細について準備書において明らかにすること。
- (3) 本事業計画の特性を踏まえた住民等意見が多数寄せられていることも鑑み、施設設置の必要性、施設の規模や焼却方式等の事業計画の根拠、環境影響評価を実施する地域の設定根拠、各環境影響評価項目を選定する理由又は選定しない理由について、地域住民等の理解が得られるよう、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 大気質

- (1) 周辺地域の大气質への影響を最大限低減する観点から、焼却施設からの排出ガス濃度について、本事業計画の内容や類似施設における事例等を踏まえて環境保全措置を十分に検討の上、排出ガスの諸元値を精査し、準備書にその内容を記載すること。
- (2) 排気筒高さについて、計画施設の立地条件、焼却する廃棄物、処理規模、気象条件等を踏まえて改めて検討し、準備書においてその設定根拠を示すこと。
- (3) 施設の稼働による大気質への予測及び評価をより正確に行う観点から、現況調査地点選定や予測方法の妥当性について十分に検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

3. 騒音、振動

施設の供用及び工事の実施に伴う車両の運行計画を詳細に検討し、道路交通騒音及び振動について予測・評価を行うこと。なお、施設の供用に伴う車両の運行計画については、走行ルート別・車種別の台数を精査すること。

4. 景観

- (1) 施設の配置、形態、意匠、色彩及び敷地内の緑地配置について十分に検討し、周辺の環境との調和が得られる建築計画として、その内容を準備書に記載すること。
なお、計画施設の建物高さが現況より高く計画されていることから、現況で視認される排気筒に加え、新たに建物の視認も想定される眺望地点からの景観については、特に留意すること。
- (2) 景観の調査地点について、「阪神高速4号湾岸線」上を走行中前方に計画施設を視認できると想定される地点での景観の変化を確認するため、北向き車線及び南向き車線の各1地点を調査地点として追加すること。また、近傍からの景観への影響を確認するため、忠岡町民第2運動場及び事業計画地北端と新浜緑地の間の道路上の地点についても、調査地点として追加すること。

5. 廃棄物

- (1) 施設の稼働に伴い発生する廃棄物量の予測にあたっては、エネルギー回収施設（焼却施設）やリサイクル施設（破碎選別施設）において処理する廃棄物の種類毎の処理計画量を可能な限り示した上で、既存類似例等を勘案して適切に原単位等を設定し、予測すること。
- (2) 最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する設備や運転管理計画を検討し、準備書に記載すること。

6. 地球環境

- (1) 施設の供用（施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行）及び工事の実施（施設の建設工事及び工事車両の走行）に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減する計画とし、その内容を準備書に記載すること。
- (2) 温室効果ガスの排出量に係る予測・評価にあたっては、それを実施する範囲及びその設定の考え方を準備書において詳細に記載すること。

7. 気候変動適応等

事業計画地及びその周辺においては、高潮・高波による浸水、南海トラフ巨大地震による液状化及び津波による浸水が想定されることから、高潮浸水シミュレーションや忠岡町ハザードマップ、津波浸水想定について最新の情報収集・把握に努め、それらを踏まえた事業計画を立てた上で、化学物質の漏洩や廃棄物の飛散・流出等の環境への影響を最小限にとどめるよう対策を検討し、その具体的な内容を準備書に記載すること。

担当：環境農林水産部環境管理室環境保全課